

共同住宅等の各戸点検各戸徴収
申請説明書

阿賀野市上下水道局

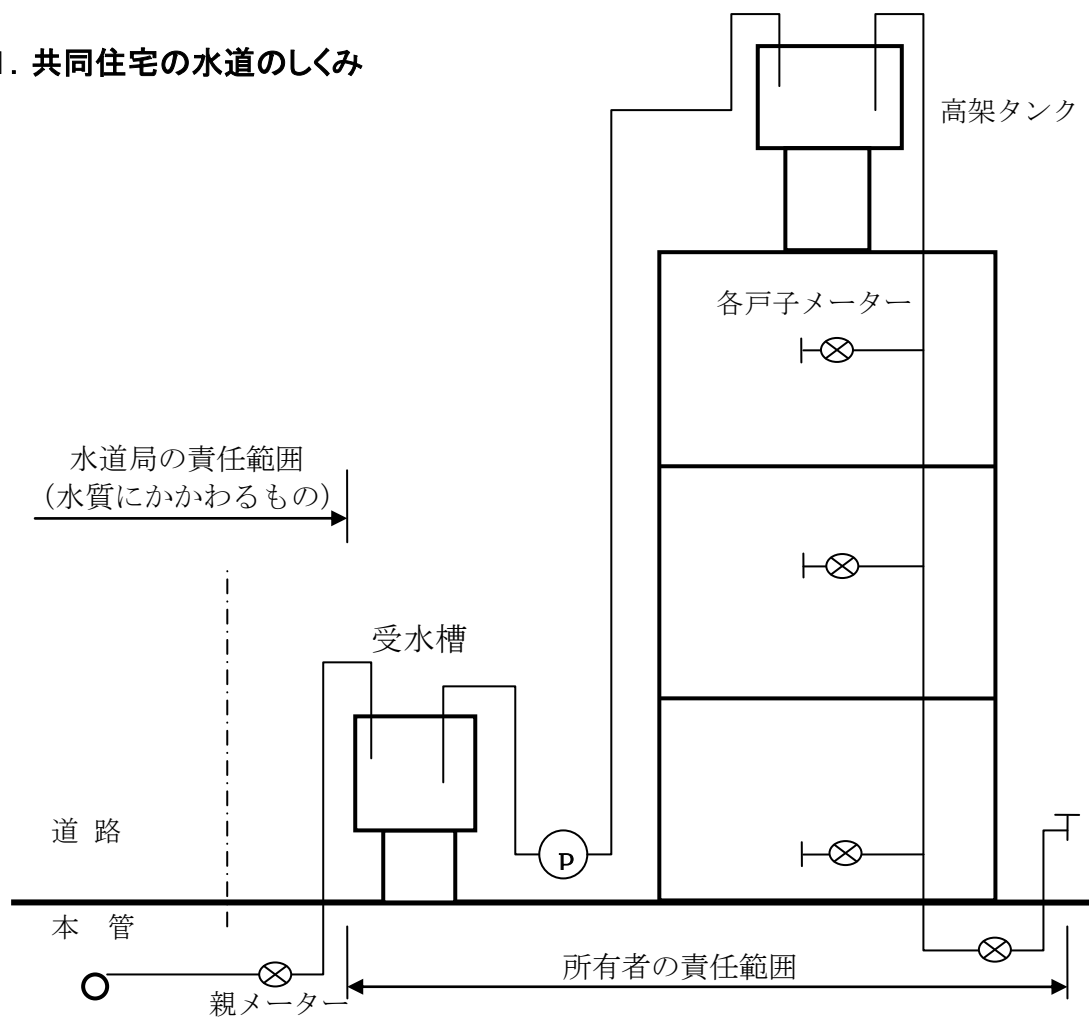
はじめに

日頃、水道事業に格段のご協力をいただきありがとうございます。

さて、阿賀野市上下水道局（以下「水道局」という。）では、共同住宅（アパート等）・高台住宅にお住まいの方の水道料金を水道局が各戸毎に直接徴収する制度があります。

この制度は、水道局が各戸毎に水道メーターを点検し、各戸毎に水道料金を徴収するものです。この制度をご利用いただくためには、いろいろな条件、手続きを必要としますので、この申請説明書を十分ご理解のうえ申し込みくださるようお願いいたします。

1. 共同住宅の水道のしくみ



上図のように、共同住宅の給水設備は一般住宅と違って、水道局からお届けした水をいったん受水槽に貯めて、その水をポンプで屋上に汲み上げた後各戸に給水される仕組みになっています。

この場合、受水槽から各家庭の給水栓までの装置は共同住宅の装置ですので、家主さんか所有者の皆さんで管理していただければなりません。したがって、共同住宅における水道局の役割（責任範囲）は、受水槽の手前までとなります。

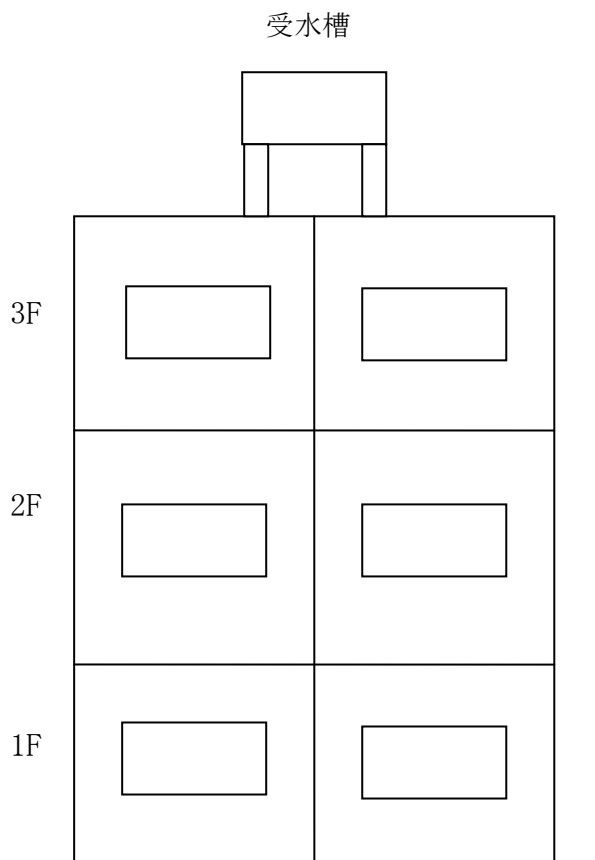
2. 各戸徴収とは

以前の共同住宅は、1個の大型水道メーターで全戸の使用水量を計量して水道料金を算定していました。

この方法によりますと、管理人等が全戸の料金を集めて一括水道局に支払うという手間を必要としました。

そこで、共同住宅・高台住宅の所有者の方が水道局で定める設置基準に適合した水道メーターを設置していただければ、一般住宅と同一の取り扱いで各戸点検、各戸徴収をしようとするものです。

3. 住宅の形態(内容)



共同住宅が3階以上で、店舗が混在する場合は、4分の3以上が居住専用である建物の住宅が対象となります。（賃貸であるか分譲であるかは問いません。）

- 1) 受水槽があること。
- 2) 各戸に給水栓があること。
- 3) 各戸毎に止水栓、水道メーターが取り付けられてあり室内に入らず点検できること。
- 4) 共同使用水道（集会所等）にもメーターが取り付けられていること。
- 5) 水道メーター廻りの構造及び材質が水道局の基準に適合していること。
- 6) 水道局で必要と認めた場合、別に条件を付けることがあります。

4. 各戸徴収するにあたっての条件

水道局では、共同（高台）住宅の所有者及び入居者に次の条件を守っていただくことを前提にして各戸徴収を実施します。

① 所有者への条件

- 1) この制度の取り扱いを申し込まれるのは、所有者又は代表者及び使用者の代表者（総代人）であること。
- 2) 給水設備の維持管理等に対応できる「給水設備維持管理者」を選任すること。（阿賀野市指定給水装置工事事業者であること）
- 3) 私有の水道メーターは、水道局に寄附することができます。
- 4) 受水槽及び高架タンクの清掃は、年1回以上行うこと。
（清掃に使用された水道料金は、その都度総代人に請求します。）
- 5) 受水槽から各戸の水道メーターまでの漏水については、発見次第修理を行うこと。
（所有者の負担となります。）
- 6) 給水設備を変更されるときは、水道局に届出すること。
- 7) 共同使用される集会所等の料金は、各メーター毎に点検して総代人に請求します。
- 8) 入居者にこの制度の仕組みを十分周知させること。

② 入居者への条件

- 1) 水道料金の支払いには、口座振替を利用していただくこと。
- 2) 料金の計算は、各戸毎のメーターにより算定します。
- 3) 転入・転出に伴う届出は入居者が行うこと。
- 4) 料金が未納になったときは、料金が納入されるまでの間、各戸毎に給水の一時停止を行います。又共同使用分の料金が未納になったときは、全戸の給水停止を行います。

前記の条件を守っていただかなかった場合は、この制度の適用を取消し、契約を解除します。

5. 各戸徴収制度の申込みに伴う相談の受付(事前相談)

各戸徴収制度の適用を受けたいと希望される場合は、共同(高台)住宅の家主さん又は、設計者(施工者)が事前に相談にお越しください。

6. 各戸徴収の申請までの事前調整

- 1 共同(高台)住宅の給水設備が水道局の指示した条件に適合するかどうかを確認するため上水道課へ現地調査を依頼してください。
- 2 各戸徴収をするにあたっての条件について、入居者の皆さんに十分周知させたい合意を得ておいてください。
- 3 水道設備の改善工事には費用がかかりますので、十分検討したうえ「阿賀野市指定給水装置工事事業者」に工事の依頼をしてください。

7. 各戸徴収の申込み

給水設備が水道局の基準どおり改善されたら、入居者の方々と相談されたうえ申請手続きをしてください。申請には下記の書類が必要です。

- 1) 共同(高台)住宅等適用申請書
- 2) 総代人選定(変更)届
- 3) 総代人選定承諾書兼共同住宅・高台住宅入居者名簿
- 4) 給水設備配管図
- 5) 口座振替申込書
- 6) 申込み前に受水槽等の清掃をした場合は領収書等の写し

※ 上記以外必要に応じて、書類を提出していただく場合があります。
申込書は水道局に備えてあります。

お問い合わせは

阿賀野市上下水道局

TEL 0250-62-2159 (代表)

表 3-1 共同住宅並びに高台住宅の申込みから完成までのフロー

